

関西 労災職業病

関西労働者安全センター

1997.3.10発行〈通巻第259号〉 200円

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ぼんらいビル602
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 3/12大阪労基局交渉「時効」「2-プロモプロパン」問題……… 2
- 指曲がり症で地公災基金本部審査会意見陳述……… 6
(資料)「指曲がり症」(変形性手指関節症)に関する意見書
津田敏秀(岡山大学医学部衛生学教室講師)
- ラテンアメリカ訪問記 その1
ボリビアの「日系人」たち 田島陽子(事務局)……… 15
- 前線から(ニュース)……… 18
シムラに緊急命令/摂津市職・安衛学習会/コロンビア人
労働者通災/兵庫県労働部交渉/大阪教組・安衛学習会/
必携/派遣スタッフQ&A

2月の新聞記事から/23
表紙写真/ボリビア・リベラルタの製材所

'97 **3**

不当な非公開姿勢改まらず 後続請求の時効適用は改善措置

本誌でも報告してきたように昨年末、大阪労働基準局に対して①労災保険法上の給付請求権の時効の取り扱い、②2-プロモプロパン問題における情報公開等の2点について申し入れを行った。その回答に関する交渉が3/12に行われた。局側からは労災管理課担当監察官2名、労働衛生課主任専門官ら3名、監督課1名が出席した。

後続請求分は救済へ転換

労災保険給付の不支給処分を受けたため、その不支給処分に引き続く請求（たとえば、はじめの1ヶ月間の休業補償請求分に対する2ヶ月目以降の請求分、労働省は「後続請求」と呼んでいる）が不服審査や行政訴訟の時間経過の中で「時効」となり、たとえ不支給処分された分は最終的に取り消されても、時効となった後続請求分は支給しないという、まことに不当な取り扱いが従来は行われていた。

本誌既報の王子労基署長事件や神奈川七沢リハ鍼灸裁判などにみられるように昨年12月以降、労働省は方針転換し、係争事案についてはすべて支給となっているとみられていた。毎日新聞はこうした措置が労働省の内部

文書（本稿末尾参照）で処理されていること、18件について救済していることを報じた（2月15日付）。

局側は「後続請求について支払われつつあるときいている。窓口でも後続請求については従来の方針は転換している。全国の救済件数は不明。大阪ではいまのところゼロである。事務連絡文書については、有無、内容については差し控える。」と回答した。これに対しては、救済という観点からは、内部的取り扱いで行うのではなく、取り扱い変更を周知徹底し、法律・規則上に明記すべきであると重ねて要請した。

鍼灸治療費過去分への不当な時効適用見解

375通達改訂に伴う過去の鍼灸治療費の救済については、「労災保険の鍼灸の扱いについては通達を変更し、1年を超えた鍼灸治療についても効果を見極めながら払うべきものは払うこととしている。その『79号通達』では執行日が平成8年3月1日と明記されており、そこには時効分の救済措置については書かれていないので、一般的な時効の規定＝本人からの請求は2年、指定病院からのレセプト請求については3年で運用するものと考え

ている」と回答。針灸治療費はもともと期間の制限なく認められていたものが375号通達による全く画一的な取り扱いで認められなくなり年月を経て裁判で違法とされて通達を再度変えたのだから、その間認めなかった分に『通常の時効規定を適用する』のは間違いである、争っていた人にだけ支払って、改めて支払いを求めてきた人に支払わないというのは法の公正を欠くのではないか、労基署長の決定変更なりなんなりで十分対応可能であるとの我々の主張に対しては「79号通達以上の問題については地方局では回答しかねる。論理はわかるが大阪局の裁量の範囲を超えている。」などと回答するのみだった。

いずれにせよ、「1年間という期間的・画一的な治療打ち切りを指示した375号通達」によって侵害された針灸治療費の請求権に対し、現段階でさらに時効を機械的に適用することの不当性は、「後続請求への時効適用」以上に明確であると考えられ、今後は具体的請求を構えながら労働省に全体の救済を迫っていく闘いが重要である。

非公開姿勢変わらず

韓国で強い生殖毒性が判明したために日本でも洗浄剤としては事実上の使用中止となった2-ブロモプロパンに関して、あらためて使用事業場、製造メーカー、製品名などの全面的な情報公開を求めていたが、回答では「事務連絡で明らかにした情報以外は明らかにすべきではないと考える。理由は個別企業名が含まれる情報であり、今後の企業からの協力に支障がでるおそれがあるから」という

ものでまったく前進しなかった。また、所管は本省化学物質調査課であり局にも知らされていない情報もあるとの説明であった。

そのほか「すでに2-ブロモプロパンの洗浄用途での国内での使用はおこなわれていない、調査でわかった使用事業場で使用されていたのはほとんどがディップソールの製品である」との説明もあった。ただ、韓国で問題となった件で使用されていた2-ブロモプロパン含有有機溶剤の製造元は、日本の主たる製造メーカーであるそのディップソールとは異なるという確度の高い情報があるが、局の担当者は何となくそれもディップソールと考えていたことがわかる一幕もあった。

交渉の中で改めて問いただした点もあり、最後には局側から「文書で局と本省宛に出していただきたい」との申し入れで、次のような申し入れを再度労働省側に対して行い現在その回答待ちである。

それにつけても、労働省の情報公開に対する姿勢が悪いことが改めて明らかになった。安全センターとしては今後も継続して情報提供を求めていくことにしている。

1997年3月18日

大阪労働基準局長 殿
労働省労働基準局化学物質調査課長 殿

関西労働者安全センター運営協議会
議長 岡田義雄
事務局長 西野方庸

申入書

当方より2-ブロモプロパン問題に関して昨年12月24日付で大阪労働基準局に対して申し入れを行い、これに対する回答を3月12日に大阪労働基準

局にて受けましたが、当方の要請に対するものとしては極めて不十分な内容であったと言わざるを得ません。重ねて、誠実に回答いただくよう再考を申し入れるとともに、現時点において特に、次の点について回答をお願いいたします。

1 2-プロモプロパン問題に関して、2-プロモプロパン使用事業場ばかりか2-プロモプロパン含有洗剤の製造事業場、当該洗剤の製品名に関してすら情報を公開できないとの回答でした。このような労働者のいのちと健康に関して重要な情報を公開できない正当な理由は存在しないと考えます。この際、貴職が当該情報を公開しないとする理由を文書で明らかにされるよう要求します。

2 1-プロモプロパンの生殖毒性は問題な

いと判断している、かつ、1-プロモプロパンに関しては生殖毒性試験は必要ないと考えている、との回答でしたが、このように判断された根拠となった具体的資料あるいは科学的データを明らかにして下さい。

3 有害性試験の対象とされた「硫酸コバルト」と「アクリル酸ブチル」の国内における被害事例はない、との回答でしたが、海外における被害事例について貴職が確認されている事例をその海外被害事例が報告された文献、学術資料等とともに具体的に明らかにして下さい。

以上。

労働省「救済」に転換

内部文書公表せず、既に決着は対象外

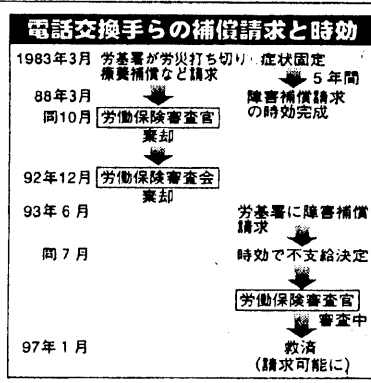
労災認定後に補償の請求権の時効を理由に労災保険が支給されず、裁量などで争われているケースをめぐり、労働省が時効を理由にした不支給の方針を事実

労働者災害補償保険法の「一層不透明なものにする」と指摘している。

労働者災害補償保険法では、療養補償給付、休業補償給付の時効は請求から2

上、転換して一斉に救済に乗り出していることが14日、分かった。同省は昨年11月に「部内限」と明記した内部文書で全国の都道府県の労働基準局に通知、保争中の18件について既に救済を指示したことも毎日新聞社の調べで判明した。時効の壁に打ち破られたのは、通知以前に決着したケースは対象外。労災問題に詳しい専門家らは「被災者間に不公平が生じるだけなく、救済方針を公表しないのは、行政の裁量を一層不透明なものにする」と指摘している。

内部文書は昨年11月19日、同省労災管理課長、補償課長名で出された。「時効に関する法的な考え方は適正正しながら、今後、従来通りに不支給処分を行っても、審査が処分を取り消す決定を待つことは十分に予想される」と明記。そのうえで、「被災労働者の権利救済を図る必要がある」と認められる事案につい



労災補償請求時効の壁

ては適切な措置を講ずる」と記述。時効をめぐって保争中のケースを同省に照会するよう求めている。

これを受けて全国の労務局から計20件の照会があり、時効問題と無関係の2件を除くすべてに労働省は救済を指示していた。

首や肩に痛みがあるけい、肩関節炎などで労災認定された関東の電話交換手ら8人が労務を理由に1988年3月、療養補償を打ち切られたケースも先月30日付で救済対象になった。8人は不服を申し立てたが、労働保険審査官は88年10月、労働保険審査会も92年12月、それぞれ棄却。このため、「依然、しびれが残っている」と93年6月、労務省に改めて障害補償給付を請求したが、症状の固定療養補償の打ち切り）から5年の時効を理由に不支給決定。労働保険審査官が審査中だった。（伴文 伸也）

1997. 2. 15毎日新聞

事務連絡平成8年11月19日
都道府県労働基準局労災主務課長殿
労働省労働基準局労災管理課長
補償課長

労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて

近年、労働基準監督署長（以下「署長」という。）、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）又は労働保険審査会（以下「審査会」という。）における労災保険給付に係る事案の処理が長期間に及んだため、当該請求に対する行政処分（以下「第一次処分」という。）が確定し

た時点では、後続する未請求分の保険給付請求(以下「後続請求」という。)の時効が完成し、結果的に請求人の保険給付請求権が確保できない事案(具体的には、保険給付の請求について署長は不支給処分としたが、当該請求に関する審査請求、再審査請求又は行政訴訟の結果、不支給処分(第一次処分)そのものは取り消されたものの、後続請求については既に時効が完成していたため不支給とせざるを得ないような事案)が生じているところである。

この点に関連して、審査会は、平成7年1月31日付けの別添裁決書(平成2年労第195号)のとおり、労働者性の存否に関して争いのある保険給付に後続する同一種類の保険給付の請求事案について原処分を取り消す旨の裁決を行ったところである。当該裁決は個別事案に関するものではあるものの、今後原処分庁又は審査官が後続請求に係る事案について従来の取扱いどおり不支給処分を行っても、再審査請求が行われることによって審査会が当該裁決と同様に原処分を取り消す旨の裁決を行うことは十分に予想されるところである。

ついては、このような事情を踏まえ、今後後続請求に係る事案については下記のとおり取り扱うこととしたので、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づく保険給付を受ける権利については、民法第166条第1項の適用により、権利を行使し得る時とは保険給付の支給事由が生じた日であり、その翌日から時効が起算されるとの従来からの時効に関する基本的な考え方は踏襲しつつも、今後、後続請求に係る事案については、請求人に再審査請求を行わせることなく早期に請求人の権利救済を図ることが労災保険法の趣旨及び公平・公正の観点から適当であると考えられることから、被災労働者等の権利救済を図る必要があると認められる事案について適切な措置を講ずることとしたものであること。

2 取扱方法

現在、審査請求、再審査請求若しくは行政訴訟において係属中又は署長において処理中の後続請求に係る事案の取扱いについては、その概要を添

えて本省(補償課業務係)に照会すること。

また、被災労働者等から後続請求の取扱いに係る相談等があった場合にも、必要に応じ本省に照会すること。

3 関係資料の保全

労災保険法第42条は短期消滅時効の規定を設けているが、これは療養の経過や治ゆの有無、休業の状況等についての記録を保全し、関係資料の散逸によって生じる手続きの遅延を回避する等の趣旨によるものであることから、今後においても、請求人に対しては、より迅速・的確な措置を講ずるためにも同法で定める期間内に後続請求を行うよう勧奨すること。

なお、勧奨した場合には、その事跡を関係資料に記録しておくこと。

4 報告

本件取扱いに関して各種団体等から陳情等がなされた場合には、その概要等について補504により報告すること。

(参考)後続請求の代表例

(1) 休業補償給付及び療養補償給付たる療養の費用の初回分の請求がなされたが、署長は労働者性が認められない等の理由でこれを不支給とした。請求人はこれを不服として争ったところ、審査請求、再審査請求又は行政訴訟のいずれかの段階でこの原処分が取り消された。そこで、請求人は後続の未請求分であった2回目以降の休業補償給付等を請求したが、当該休業補償給付等を請求することができる日から2年以上経過しているとの理由で不支給とした事例。

(2) 療養のため休業していた者から休業補償給付請求がなされたが、署長はすでに治ゆしているとの理由でこれを不支給とした。請求人はこれを不服として争ったが、審査請求、再審査請求又は行政訴訟のいずれの段階においてもこの主張が認められず原処分は確定した。そこで、請求人は残存障害について障害補償給付を請求したところ、すでに傷病の治った日の翌日から5年以上経過しているとの理由で不支給とした事例。

冷凍鯨肉を包丁で切ってみろ！

給食調理員指曲がり症（高槻・豊中） 再審査意見陳述行われる

高槻市職4名、豊中市職3名の給食調理員について、地公災基金本部審査会における口頭意見陳述が3月19日東京・霞ヶ関ビルで行われた。これは、地公災基金大阪府支部の公務外認定処分（1993年1月13日）とこれに続く地公災基金大阪府支部審査会の棄却裁決（1996年9月13日）を不服として、地公災基金本部審査会（東京）に提出されていた再審査請求審査の中で開かれたもので、今後、数ヶ月後に裁決が下される見通しだ。

本誌でも報告してきたように、自治労が進めてきた給食調理員の指曲がり症闘争は多数の公務災害認定を勝ち取ってきたものの、不当な線引きによる公務外認定者は認定者を上回っており、その後の不服審査過程においても支部審査会及びその上の本部審査会はずべて地公災基金の公務外認定を追認する不当な裁決を続けている。

業務原因以外は考えられない

意見陳述の冒頭、7名の主治医である田島隆興医師が「よく関連が問題にされる骨粗鬆症は調理員にみられる変形性手指関節症とは無関係である。糖尿病や甲状腺疾患についても関連は考えられない。高槻市の給食調理員

の健診を実施したがその結果をみてもそれは明らかであり、また、高率で変形性手指関節症を発症している。7名の変形性手指関節症の原因は仕事である。」と証言された。田島医師は調理員の指曲がり症患者を多数治療してきておりその発言は重みがあった。

「明らか」で「強い」作業との関連

次に、代理人として安全センター事務局が指曲がり症についてのこれまでの複数の各種調査結果をもとに、調理員集団にみられる指曲がり症は仕事との関連性が強いと推定されることを主張した。第1に、甲田茂樹医師（現高知医大助教授）の報告などに明らかなように給食調理員集団における指曲がり症の多発は厳然とした事実であること、第2に地公災基金が委託して実施された中央労働災害防止協会報告、田島医師らによる高槻市検診結果などからみても、調理作業と指曲がり症との関連の強さは相対危険度4あるいは5以上と推定されること、第3にそれらから推定される調理作業の指曲がり症への寄与危険度割合は75%以上と推定され、推定された相対危険度は統計学的に有意であること、が述べられた。

指曲がり症における相対危険度

	暴露あり	暴露なし
所見あり	a	b
所見無し	c	d

相対危険度 (RR : Relative Risk)

$$= (a \times d) / (b \times c)$$

寄与危険度割合 = $(RR - 1) / RR$

※「暴露あり」「暴露なし」には、それぞれ例えば、「経験年数10年以上」「経験無し」等とする。「暴露なし」は「経験無し」が望ましいが、職業集団内部で比較する場合は、最低の暴露水準を採用する。この場合は、相対危険度は過小評価となりやすい。

※「寄与危険度割合」とは「基準とした暴露水準（たとえば、経験無し）であったと仮定すれば、その暴露水準の患者のうち何%が発病しなかったのか」を推定する指標。

また、支部審査会において疫学・労働衛生の専門家として指曲がり症の業務起因性について陳述した津田敏秀医師(岡山大学医学部衛生学教室)による支部審査会裁決を批判する意見書を提出した。津田意見書は、科学的批判に耐えられない裁決は許されないと厳しく指摘している。(全文を本稿末尾に掲載)

実態を無視するな！

以上ふたりの陳述の後、被災者本人たちと各労組の代表者が意見を述べた。現在と比較して過去には労働過重な要素が多く存在したこと、たとえば、洗浄作業にはステンレスたわしではなく亀の子たわしが、米炊飯には炊

飯釜ではなく平釜が使われていたことなどが訴えられた。洗浄作業での食器入れの際に密着した食器をはがして流し込む作業が指に負担となることや、給食センターでは過去は配送業務に男性が従事していたためその分だけ女性労働者に負担となっていたことなど豊中市におけるセンター調理特有の問題点も主張された。高槻市では全員が自校方式調理、豊中市はセンター方式であるが、豊中市のうちの1名は病院給食にもかなりの期間従事しており、支部審査会までは全くその労働過重性が考慮されていなかったため、再度、その点についても述べられた。

集団発生が明らかであるにもかかわらず、調理員間で「通常の労働量より多かったかどうか」を認定の基準にすることの不当性も改めて強調された。

審査員は、長谷川恒雄審査長、田井審査員、新村審査員の3名で、審査会事務局の説明では、内科系の医師と行政経験者で構成されているということであった。陳述につづいて、審査員から陳述人に対する質問が行われたが、その時の内容では審査長が医師と推測された。

審査長からは、こちらの因果関係の説明に対して「この病気はいろいろな要因が考えられるので、多変量解析でもしないとわからないでしょう」と所見とも質問ともつかない発言があった。これに対して、「中災防報告のデータを地公災基金に提出させてもらえば我々も検討し直せる。審査会が改めて鑑定に出してもいいではないか」との意見をこちらから述べたがこれにはまじめに対応しようとはしなかった。中災防のデータの開示につい

ては地公災基金はずっと拒否しており、その一方で地公災基金も審査会も中災防報告を大きなよりどころにしている。これで公平、公正な審査といえるだろうか。

被災者の気持ちを逆なでするような無神経な質問もあり、「自分の奥さんがこんな曲がった指になったらどう思いますか。自分で

いっぺん冷凍のクジラを切ってみてください。」と迫られた審査員たちは一瞬言葉を失っていた。

今回の意見陳述によって公務外認定の違法性はますます明らかになったといえる。審査会が眼前の事実を直視するならば原処分を取り消さざるをえないことは言うまでもない。

1997年3月10日

「指曲がり症」(変形性手指関節症)に関する意見書

津田敏秀(岡山大学医学部衛生学教室講師)

A教授の酒宴

〇〇大学××学部△△学科で今年度に専門課程に上がる学生数は100人で、これを学科では50人ずつの2クラスに分けていた。各クラスでは担任を決めて、それぞれ担当の教授を当てていた。しかし、担任と言ってもいざというときの相談相手という程度の意味がなく、講義や実習は全教官によって行われていた。A教授が担任となったのはAクラスで、Bクラスの担任を引き受けたのはB教授であった。

専門課程に進んだ彼らの新学期が始まってからしばらく経った月曜日の夕方に、宴会好きのA教授は、クラスの50人の学生と野外クラスコンパを計画した。酒のつまは、学生たちが持ち寄ったが、酒はA教授が全て用意した。昨年のお歳暮や昨年度に卒業した学生がお礼にくれた酒がたくさんたまっていたからだ。A教授がクラスコンパを企画したのも、これらの酒を消費して自宅や研究室のスペースをあけるという目的があった。酒は50人の学生では飲みきれないほどの量があっ

た。

宴会は盛り上がり、学生とA教授は大いに飲んで大いに語り合った。酒豪のA教授は、自らも飲み学生にも大いに飲ませた。途中で酔いつぶれたり、嘔吐を催す者も出たようだ。一説によると病院に運ばれた者もいるらしい。宴は夜半まで続き、学生たちは、それぞれなんとかして帰宅していったようである。

B教授の抗議

翌火曜日の朝、B教授は張り切っていた。今年度初めての实習が今日の午前中にAクラスを対象にあるからだ。Bクラスの実習は金曜日の午前中に計画されていた。学科では今年から新しい実習計画を立てており、それを初めて試すときが来たという期待感もあった。

ところが、実習室に訪れたB教授は驚いた。7人も学生が欠席していたからである。しかも、出席している学生のうち12、3人の表情には精気が見られず、とても実習をこなす集中力があるとは思えなかった。残りの学生

は、実習を何とかこなせそうであったが、生あくびが目立ち、トイレに立つ姿が目立った。何よりもB教授が耐え難かったのは、実習室全体に漂う酒臭さであった。B教授は理由を学生に尋ねた。そして、昨夜のクラスコンパのことを知った。

B教授は、さっそくA教授を実習室に呼びつけた。A教授は、その時Bクラスの学生相手に講義をしていた。驚くべきことにA教授は全く元気に講義を行っており、酒臭くさえなかった。Bクラスの学生も全員が出席していた。

学生の前でB教授はA教授に対し、月曜日に学生にたくさんの酒を夜遅くまで飲ませたことを抗議した。A教授は、内心申し訳ないことをしたと感じながらも「いや、そんなに飲ませたつもりはないのだが、むしろ学生が酒に弱いのが問題なのでしょう。」と言い訳を言った。これにB教授は怒った。「苦しい言い逃れはしないでください。特にコンパがなかったBクラスの学生は、全員元気に集中してあなたの講義を聴いていたではないですか？今日の実習が成り立たなくなったのは、学生が酒に弱いのが原因ではなく昨日の野外コンパが原因で、その責任は、A教授あなたにあります。」A教授ももう後には引けなくなった。A・B両クラスあわせて93人の前で、両教授の論争が始まった。

因果論争

A教授「そんなことはないですよ。Aクラスにだって実習を受けられそうな学生の方が多いじゃないですか。それに今時酒臭い学生なんてしゅっちゅう見ますよ。それでも実習できるように教官側が考えなきゃ。」

B教授「Aクラスで具合が悪そうな者の人数を数えて下さい。Bクラスは全員出席で、先生の講義を全部ちゃんと聞いているじゃないですか？」

A教授「僕なんか一番酒を飲んだけど全然平気ですよ。それにBクラスにもポーとした奴はいますよ。こいつなんか息が酒臭いよ。お前！昨日の晩に大酒をのんだろう？」

と、近くにいたBクラスのある学生の口元で鼻をくんくんさせた。

学生「いや、少しだけです。夜中に、酔っぱらった叔父にコップ一杯だけ無理矢理につきあわされたんです。僕、なかなかお酒が醒めないし、すぐに二日酔いになるし、酒を分解する酵素がたぶん少ないんです。」

この言葉にA教授は大きくなずいた。A教授「ほうれみろ！二日酔いなんて学生にはザラに見られるでしょう。保健室にもよく来るんじゃないですか？それに今時の学生、みんな晩酌ぐらいはしていますよ。Bクラスで昨日酒を口にしたりした者は手を挙げて見ろ！」

なんとBクラスの中の九割以上は手を挙げた。

A教授「やっぱり、両クラスとも似たようなもんだらう。Aクラスが酒臭い原因はやっぱり遺伝子だな。アルコール分解酵素を持つ者と持たない者がいること、そして酵素を持たない者は酒に弱いことは文献上で確立しているよ。」

B教授「酒は酒でも程度が違うよ。」

と、A教授も入れたAクラス44人の調査を始めた。アルコール量はウイスキーボトルに換算した。その結果は表の通りであった。酒の量・酒を飲んだ量に比例して、二日酔いの有症者が多かった。もちろん、Bクラスの

ボトル	1/3未満	1/3 - 2/3	2/3 - 1	1本以上	計
有症者	1	2	8	3	14人
無症者	6	11	16	1	30人
計	7	13	20	4	44人

飲酒時間	2時間未満	2-3時間	3-4時間	4-5時間	5-6時間	6時間以上	計
有症者	0	0	2	4	7	1	14人
無症者	3	2	6	6	11	2	30人
計	3	2	8	10	18	3	44人

学生の飲んだ量は、コンパがあったわけではないので、せいぜいビール1缶程度かお銚子1本程度であった。

A教授もAクラスの調査を始めた。Aクラスの具合が悪そうなもの三人ほどの昨夜の飲酒量は、クラスとA教授を合わせた飲酒量を人数で割った平均飲酒量と余り変わらないか、若干低い者もいた。A教授はこの点でもって、少なくともこの三人の二日酔い症状は、本人の遺伝子のせいであると決めつけた。

B教授「表は、飲酒量と有症率、飲酒時間と有症率に見事に量反応関係が出ているでしょう。Bクラスの学生は、もちろん一番下の曝露量かその上程度のカテゴリーにしか入りませんよ。」

A教授「表から見ると、飲酒時間が最長の者の有症率は少し低く、これは量反応関係が成り立っていない事を意味するんだよ。やはり昨夜の飲酒と今朝の症状には因果関係はないよ。やっぱり遺伝子の欠損だよ、遺伝子。」

B教授「7人欠席しているのですよ。また飲酒量が多い学生ほど気分が悪くなってコンパの途中で早く帰ったとも考えられるでしょう？飲酒量が大きく両クラスの違いを決定づけているのですよ。」

A教授「B先生そんなに遺伝子以外の影響を強調したいのなら遺伝子が影響していないことを示して下さいよ。」

B教授「それはこちらのセリフです。AクラスとBクラスの遺伝子分布に差があることを示すべきです。なにしろクラス分けには遺伝子に関係してる要素が含まれていないのですから、遺伝子に関してランダムに振り分けられたと考えられるべきです。その可能性が一番高いわけですから。」

A教授「ボトル1.5本分以上くらいを飲んだ学生で、おおかた一晩じゅうに渡って飲んだのなら、コンパでの飲酒の影響で二日酔いと認めてもよいですけども、クラス全体の二日酔いの責任を負わされてもねえ。」

B教授「ボトル1本未満でも、はっきりとボトル1/3未満と有症割合に違いが生じているでしょう？寄与危険度割合(Etiologic Fraction)を計算しても、飲酒量の寄与ははっきりしていますよ。」

A教授「でも二日酔いなんてざらに見られるのですよ。ボトル1本程度でだるそうしている学生に関してコンパの責任にされたってまったものじゃないですよ。本人の遺伝子の責任ですよ。コンパのせいじゃない。ガムを食べたって、ブランデーチョコを食べたっ

て、甘酒を飲んだって、酒臭くなる。嘔気を催すのだから酒だけじゃなく、食中毒はだいたいそうですよ。酒臭くたって、だるそうにしてたって、気分が悪そうにしてたって、他の原因はいくらでも考えられますよ。」

B教授「私は、アルコール分解酵素の話を否定しているわけではありません。しかし、多要因の原因が考えられるとき、一つの要因が原因と分かたら、他の要因について全く触れないというのは、問題があります。集団の発症を特徴づけた要因が、どの程度曝露群の有症者に影響を及ぼしているのかを論じているのですから。現在の因果論が多要因を前提に構成されること、そして疫学も多要因を前提に解析法が構築されていることは先生も先日の研究会で聞かれた話ではないですか？」

A教授「アルコール分解酵素の話は否定している訳ではないんでしょう？だったら有症者の相対的に有力な原因は、アルコール分解酵素と考えていいんじゃないんですか？文献もあるんだし。」

B教授「AクラスとBクラスは教養部での成績で振り分けはずじゃないですか？その分け方には、アルコール分解酵素とか酒に強い弱いということは条件に一切はいつていなかったでしょう？やっぱりAクラスの有症者の原因は、昨夜のコンパなんですよ。」

論争は延々と続きそうであった。しかし不思議なことに両クラスの学生に、昨夜の飲酒量に匹敵する酒を飲ませて検証してみるという話は出なかった。

(この例では翌日の実習があるにもかかわらず飲んだ学生自身の責任もあると思うが、ここではコンパか、学生の遺伝子か、の原因

論争と見てほしい。また給食労働を飲酒の例に例えるのは不謹慎ではあるが、あくまで論争を分かりやすいものとして理解するためであると考えていただきたい。)

まとめ

この仮想論争が、これまでの「指まがり症」(変形性手指関節症)の論争を踏まえて作られていることは、関係者なら誰にも分かるであろう。A教授の言うことがもつともであるという人はおそらくいないのではないか。つまり、前夜のコンパが今日のクラスの惨状の原因でないと自信を持って言える人はいないのではないだろうか。この問題は、多要因が関与したとき「原因」とか「因果関係」とかというようなものをどのように整理して考えるべきかということ、を、問いかけている。現在では、このようなものを整理し判断するための一般的な方法論が、蓄積されてきている。それが疫学であり、この方法論は発癌物質等を決定する際の判断に一般的に用いられている(国際がん研究機関等)。

B教授は「なぜAクラスのみ二日酔いの者が多発したか」を問いかけており、その決定的な原因は前日のコンパだと言っているのである。これに対し、A教授は、アルコール分解酵素が原因だと強調しながら、アルコール分解酵素による交絡が見かけのデータを説明できることを示そうとしない。もしできるなら、Aクラスのみアルコール分解酵素の欠損者が多いということを示さなければならぬ。他の学科でも似たような事件が起こったときには、もうA教授の反論は成り立たないであろう。なぜならアルコール分解酵素の不均一な分布がそう頻繁に起こるとは思えない

からである。ましてやB教授は、飲酒量と症状の量反応関係まで示しているのである。飲酒量に比例してアルコール分解酵素の欠損が生じているとは考えられないのである。

しかし、これまで出されてきた行政不服審査に対する回答は、A教授の意見の範囲を少しも出していない。これは疫学や産業医学の専門に関わる以前の問題であり、論理的思考がなされていないせいではないかと考えられる。この種の審査委員には疫学が分かる者はおるか、論理的思考ができない人がなっているのではないかと思われる。また、多要因の因果モデル(ほとんど全部の疾患は多要因のモデルで考えられている)を整理して考える人がいないのではないかと思われる。このような状態で今後、さまざまな疾患に関する裁決を続けるつもりなのであるか。

対して、不服を述べる側は、データを提示し、文献を挙げ、疫学理論に基づいて意見を述べ、ILOの手引き書に基づいて意見を述べてきた。これからは審査の決定は文献と疫学テキストをきちんと引用して、できればデータに基づいて書いていただきたい。そして、論理的に反論していただきたい。しかしその際には、単にStecherらの論文を挙げるだけでなく、ILOの手引き書やこれまで培われてきた疫学理論全体に対する反論までする覚悟でお願いしたい。繰り返すが、遺伝では給食調理員での多発は説明できない。なぜなら給食調理員の採用は遺伝とは独立に行っているからである。言い換えると、なぜ給食調理員に変形性指関節症(ヘバーデン結節と言っても、指まがり症といっても差し支えない)が多発しているのかという最も肝心な部分には裁決書は答えていない。これに対して、職業

要因以外に説明がつかないから不服申請が出てきているのである。この多発が経験年数10年以下や総給食数2000食以下でも観察されているからいつまでも不服申請されるのである。棄却するなら、この多発がすべて他の要因との交絡で説明がつくとデータの示さなければならぬ。ところが札幌市の調理員に関する地公災基金審査会裁決書も地公災基金大阪府支部審査会裁決書も直接的な疫学データを用いずに、推論を行ってしまっている。例えば「一般的な同種同等職員と比べて通常予想される程度の給食調理業務に伴う手指への負荷を顕著に越えるものであったとは認められず、作業態様、施設環境等により、請求人の業務に一定の負荷が加わったとしても、請求人が従事してきた業務が手指に過度の力学的負荷の関わるものであったと認めることはできない。」(札幌市関係裁決書)、とあり提示した食数が手指に関節症を発生させる程度の過度の力学的負荷であったかどうかを判断するデータを示さずに推論を行っている。同種同等職員の中で発症した数が半分以下であることは、給食調理が関節症発症の原因であるという仮説の反証にはならない。これは業務上疾病が認められたほとんどの疾患の発生率が職場の半数以下であったことから分かる。

現代の疫学は、受動喫煙と肺癌のような微妙な問題に対しても結論を出してきている。もう因果関係を文章で言いくるめる時代ではなく、データと定量的な数字で因果関係を語る時代になっている。このような明白な問題に対し、あまり科学的根拠に基づかない決定書を書いていることは、制度自体を問われかねないのではないだろうか。

これ以外に、「指まがり症」論争には、年齢による交絡要因の問題があるが、藤沢論文が犯した誤りについてはすでに前回の意見書で批判している。もう一つ、描ききれなかった問題がある。おそらく整形外科医が強気に抵抗しているのだろうが、なぜ彼らがヘーデン結節が、よくある疾患として考えそれが給食調理員に多発している関節症を説明できるとしてしまったかという点である。この点については次項で述べる。

なお、札幌市関係の裁決書では、職業病ではなく作業関連性疾患である点を強調しているが、このこだわりに意味がないことはすでに明らかにしている。職業病ではなく作業関連性疾患と言うことによって、業務起因性の程度が弱まると考えてのことであろうが、この点については私は「指まがり症」は作業関連性疾患と思っており(職業病という名前が原因を推論する際に使いにくい名前であることはすでに示している)、特に争いはない。作業関連性疾患の原因推論の方法はILOの文章でまとめられており、原則的に通常の疫学調査の方法で論じるべきであるとされている。ところが、札幌市支部の裁決書も定型的疫学的推論を行っていない。通常の疫学調査の方法で論じると10年以下や2000食以下の給食調理員の「指曲がり症」に調理作業との因果関係があることはこれまでの意見書等で十分に示されている。この点についても若干次項で触れる。

専門医の勘違い

非曝露群にほとんど発症しない疾患の場合($N_0/PY_0 = 0$ の時)は、この疾患を「職業病」

として考えて異論があまりないであろう。このために「職業病」の概念は、曝露群の発症者(N_1)しか考慮しなくなってしまうと考えられる。ところが(N_0/PY_0)や N_0 がある程度0から離れてきたときは、曝露群の発症者と区別できない非曝露の発症者が目立ち出すので、職業病とは認められないという意見が生じてくる。しかし、現実的には N_0/PY_0 に比べて、 N_1/PY_1 が明らかに増加する事例などでは、職業病として認めるべきであるという意見が生じてくるのも無理はない話である。

	曝露群	非曝露群	計
疾患発症者	N_1	N_0	M_1
人年	PY_1	PY_0	T

非曝露群にほとんど発症しない疾患の場合($N_0/PY_0 = 0$ の時)は、「職業病」としてあまり論争がなかった。ところが(N_0/PY_0)がある程度0から離れてきたときは、原因推論に関して論争が生じてくる。「指まがり症」がこれに当たる。しかし、非曝露群に病気が発生するからといって因果を追求しないという理由にはならない。この様な場合こそ、一般的な疾病発生モデルであるので、定式化された疫学分析を用いて因果推論を行うべきである。なお札幌市支部および大阪府支部の因果推論が明確でなく定型的でないことは言うまでもない。現代の分析は曝露による影響の程度を直接的、定量的に示すことを要求しており、周辺のデータや文献を示し文章でこねくり回すのは時代錯誤である。

ところで、職業病といえども病気である以上、関連科(例えば「指まがり症」では整形

外科、職業癌で多い肺癌では呼吸器科)の臨床医が原因推論に加わることが多い。ところがこれらの専門医は、外来にいて非曝露といえども職業により増加した疾患とは見分けのつかない疾患の患者を多数診ている。従って、それがどれだけ大きい人口集団から出て来ているのかを考慮せずに、職場(曝露群)で生じた患者数と比較してしまう。そして、実際は職場で多発しているのにも関わらず「よく見かける疾患」「ザラにある疾患」ということで、職業との関連性を否定する方向に推論してしまう。多くの整形外科医はこの点で「指まがり」問題を見失ったのではないかと考えられる。実際の疾患発生は、「職業病」と言われる疾患も含めて、有症者の数の方が無症者の数より普通ははるかに少ない。問題なのは、曝露群の有症者の影響の程度の割合が問題なのである。言い換えれば、曝露群と非曝露群の有症割合の違いが問題なのである。

また、観察された曝露群と非曝露群の有症割合の違いは、遺伝子では説明できないことは明らかである。給食調理員を採用する際に「遺伝」の指標を元に採用は行われていないので、「遺伝」曝露群と非曝露群に均等に分布していると考えられるからである。さらに、いろんなどころで同じ様な傾向が観察されているのであるから、たまたま指の感受性の高い遺伝子を持った女性が採用されていたという説明には無理がある。

なお、Stecherらのヘーデン結節と遺伝の関係の論文が、「確立されている」とのことであるが、現在の遺伝疫学のレベルからすると、彼らの論文も前世の感はする。

おわりに

地方公務員災害補償基金と請求人の意見の違いは、原因推論をどのように行うかという原則が一致していないことが、論争の大きな原因の1つとなっていると考えられる。論争の下部構造が一致していないのであるから、論争がかみ合うはずがない。基金側は、通常医学の原因論争で重視される(ILOの手引きでは最重視されている)疫学的推論や疫学的証拠をほとんど無視している。少なくともなぜこのような非定型的な推論方法を採用のかを、基金はまず明らかにするべきであろう。

以上。

—参考文献—

- ・津田敏秀、馬場園明、三野善央、松岡宏明：疫学から見た作業関連性疾患と職業病。産衛誌1997;39:A19-A20.
- ・地公災基金審査会裁決書、平成8年第3 2号、平成8年11月27日。地公災基金大阪府支部審査会裁決書、平成8年9月13日。

ラテンアメリカ 訪問記

事務局 田島 陽子

その1 ポリビアの「日系人」たち

入国管理局で

12月の成田空港はたくさんの人でごったがえしていた。チェックインのためにみな何メートルもの列を作っている。その中には、わたしたちの向かおうとしている南米に向かって帰ろうとしている人たちがいる。彼らの話すのを聞いて、すでにスペイン語圏が始まったようで少しいい。

飛行機は成田からマイアミへ。途中ダラスで合衆国への入国手続きをとり、マイアミで再び出国しポリビアに向かう。その合衆国で改めて経済大国の入国管理局の横暴さを見せつけられた。ラテンアメリカの人の入国に対して厳しいチェックを行っている。全員のパスポートを航空会社が預かっていて、飛行機の乗り降りの際にいちいち他の乗客と分けて全員いるかチェックするのだ。乗り換えで飛行機を降りるときに、間違っただティーノと残ってしまったところ、乗務員が預かったドキュメントを元に点呼をし始めた。飛行機を降りた通路を締め切って行っていたため、先に出損ねた私たちはそれが終わるまで傍らで見なければならなかった。ダラスでの入国の時にも他の乗客と分けて並ばされていた。せっかく、日本で苦勞して働いて、やっ



と家族の元へ帰ろうとしているというのに。また、ペルーでは帰り着いても、空港の入管や税関で日本からの帰国と見ると何かと理由を付けてお金を要求されるというのも聞いたことがある。自宅に帰り着くまで彼らの苦勞は耐えない。

ポリビアのラ・パスにある国際空港エル・アルトには、早朝に到着。季節は夏ではあるが、標高3800メートルのため寒い。国際空港とはいえ、到着ロビーや入管の間に何の区切りもない。手続きを待つ列に並んでいると、髪をお下げに編んだ先住民風の女性が話しかけてきた。入管の書類を記入してほしいという。パスポートを見るとラ・パスに住むポリビア女性である。外国人のわたしが初めて来た国で、現地の女性の代わりに字を書くことになるとは。そうしているうちに自分の番が来たが、わたしと一緒にいったもう一人がわたしの分の手続きも簡単にできてしまった。わたしは、その女性を手伝っていて窓口に顔



たときよりもいきいきとして見えた。ボリビアのリベラルタを訪れた。南の方に位置し、ブラジルとの国境にも近い。気候はラ・パスとはうって変わって熱帯となる。

タマル(トウモロコシでつくるちまきのようなもの)を作る女性たち/ボリビア・リベラルタ リベラルタ

も出さなかったのだが、90日の滞在資格の判がパスポートに押された。日本とボリビアの間にはペルーとのように査証の相互免除協定はない。日本を訪れるボリビア人はボリビアで前もって査証を取得して日本に来なければ上陸できない。ボリビアを訪れる日本人も同じく査証を取得しなければいけないにもかかわらず、わたしは査証なしに行ってごく簡単な手続きで入国時に滞在を許可されてしまった。わたしたち日本人はこういったことをどう考えればよいのだろうか。

熱帯都市リベラルタ

ボリビア、ペルー、ブラジルの旅の間、ほとんど友人や知り合いの家に世話になり、ホテルを利用したのは6週間のうち1週間のみだった。訪ねていった友人はみな、日本にい

はボリビアではもっとも日系人の多いところで、日本への出稼ぎボリビア人の多くがこの熱帯都市の出身である。そこに日本で知り合った日系人の家族を訪ねた。しかし日系とは言え、日本文化というようなものは何も受け継いではいない。あえて言うなら日本の名字のみがそれを示しているのみである。日系2世の10人兄弟のうち4人が日本に出稼に行き、そのうち2人はまだ日本で働いている。1年ほど前出稼ぎから帰ってきた35歳の次男のマリオは、田舎で仕事がないのかぶらぶらしている。姉ミルタの家に一緒に住み豚やニワトリなどの家畜の世話など家のことを手伝っている。この家族は裕福な方である。家には大きな窯があり、そこでパンや菓子を焼いて売り、品数は少ないが雑貨屋もしている。それら商売は、近所に所帯を持っているほかの姉妹も手伝っている。また、家も

大きく、空いている部屋を人に貸している。主に女性が働き家事を仕切っているが、男性は尊重され食事のときには上座に座る。

町外れに大きなアーモンド工場と製材所があり、多くの人がそこで働いている。町のあちこちで、アーモンドのカラが山になって捨てられているのを見かける。また、すぐそばにアマソンの支流マードレ・デ・ディオス川が流れ、木材が運ばれていく。このマードレ・デ・ディオス川沿いの少し離れた町グアヤラメリンから、川を挟んだ対岸にあるブラジルの同名の町へ人々は何の管理も受けずに船で自由に往来することができる。ブラジルの物価が高いため、ブラジル人がボリビア側のグアヤラメリンに買い物にやってくる。そのため、船着き場にはたくさんの船がお客を運ぶために集まりにぎやかである。

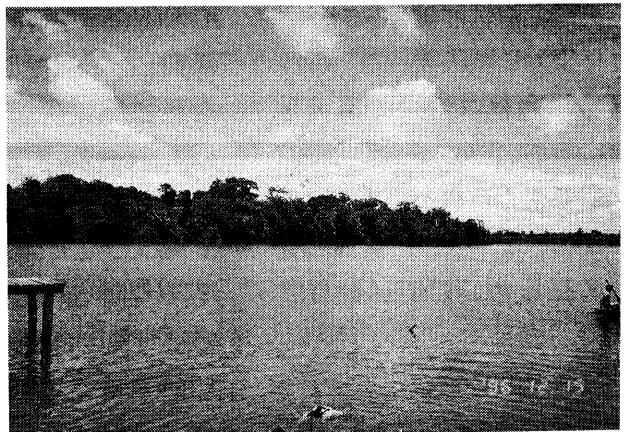
リベラルタは拡大し続けている。マリオのバイクの後ろに乗せてもらい町を案内してもらおうと、中心から離れた地域に煉瓦ではなく木の壁とわらぶきのような屋根でできた家々に出くわす。彼の説明によると2年前まではこのあたりは森であった。新しくできた地区だという。井戸を共同で使い周りには小さな畑が作ってある。子供たちと町を歩き回ったり、トラックの荷台に乗って湖まで泳ぎに行ったりして過ごした。日射しが強く、子供たちは水があると服のまま飛び込んでいた。都会育ちのわたしとしてはこの生活は新鮮で楽しかった。もし仕事さえあればしばらく済んでもいいと思う。問題は、仕事である。ミルタの長男で15才のヘススは、日本に働きに行きたいという。日系人協会に相談

したが、最近はなかなかビザが出ない。あまり仕事がない、日本は賃金が高い、そのうえ若さから冒険を求める彼の気持ちはよく分かる。しかし、日本で外国人の苦労も知っている私としては全面賛成はしかなる。結局彼に何も言えなかった。

旅は続く…

リベラルタに近い先住民の多い町トゥミチュコア。元の川から切り離されて自然にできた湖にカヌーで浮かんだ。中央の島は人の手が入っておらず、町の名の由来であるトゥミの木が茂っている。一緒にいた1世のおじさんがとおる声で沖縄の歌を歌った。ちょうど私の父親と同じ年代の彼は20代でボリビアに渡った。日本人が訪れると自ら案内役をかって出ているという。彼の歌は不思議と熱帯ジャングルに似合った。

ボリビアで夢のような9日間を過ごしたあと、ペルーに向かう。ペルーでは、日本の入国管理局収容施設の内部処遇に関する聞き取り調査という仕事が残っていた。そのうえ同時に、日本を騒がす事件が残っていた。



トゥミチュコアの湖

前線から

(株) シムラに緊急命令下る！ 会社側は不誠実団交に終始

ユニオン東南

東南

ユニオン東南が取り組んでいるシムラ仲川労災闘争において、中労委緊急命令、労災損害賠償裁判と悔い改めない会社を追いつめる闘いが進行している。その情勢について仲川氏本人の「死闘」という形で報告を寄せていただいた。

—最初に、これまでのシムラ争議の経過を振り返っていきたいのですが。

【仲川】(株)シムラが、仕事で体をこわし働けなくなったことを理由に私を解雇したのは1987年のことです。その後、ユニオンとうなに加入し労災認定をえたのち会社に対して解雇の撤回と労災補償を求める団体交渉に臨みました。しかし、会社は労災の事実をいっさい認めず、都合のいい話をでっちあげて解雇の正当性を主張し、実質二度の話し合いに応じただけで、団交を一方向的に拒否してきたのです。

そこで私達は大阪地方労

働委員会に不当労働行為救済申立てを行い、93年3月に勝利命令を勝ち取りました。主文の団交命令だけでなく、事実認定についても私の主張が全面的に認められ、会社の嘘が証明されたのです。

ところが、会社をこれを不服として中央労働委員会に再審査申立てを行い、95年12月にこれが却下されると、さらに中央委を相手取って行政訴訟を提訴しました(96年12月結審、今年3月27日判決予定)。しかもこの間、会社は労働委員会が命令した組合との団交にいっさい応じていません。

そこで、私達は中央委を通じて東京地裁に緊急命令の申立てを行い、今年2月、ついに地裁から命令が発せられました。さらに昨年11月には、私の労災に対する損害賠償を求める訴訟を提訴し、現在審理が進められています。

—緊急命令を受けて、会社は団体交渉に誠意を持って応じたのですか。

【仲川】交渉には(実に7年ぶり)応じてきましたが、内容的にはひどいものでした。志村社長は団交の席上、「労災は絶対に認めない」「裁判は最高裁までやる」「賠償金を払うくらいならドブにでも捨てる」とうそぶき、しまいには「人間が二本足で歩いている以上、腰痛などはつきものだ、そんなものをいちいち労災と認めていたら、我々倉庫業や運送業はやって行けん」と居直る始末で、私達の要求に全く誠意を示そうとしません。

—団交による決着の見通しがきわめて困難となる一方で、民事損害賠償裁判の審理が本格化していくわけですが、今後の仲川

さんの決意を聞かせてください。

【仲川】(株)シムラでは30キロ近い反物を扱う作業で、腰痛や肩の痛みを訴える労働者が多くいました。それにもかかわらず、誰一人として労災と認められた者はいません。労災を労災と認めない会社の姿勢は、団交での社長の言葉にもよく表れています。加えて、会社のずさんな安全衛生管理体制の問題もあります。(株)シムラは労働者の健康よりも、常にコストや効率を優先してきたのです。

そして、私を含めたパート・アルバイト等不安定雇用労働者に対する会社の考

え方です。社長は私を解雇するときに「アルバイトは仕事で体をこわして働けなくなったら辞めてもらうのが社会的通念だ」と言いました。会社はパート・アルバイトを、権利を持たない「使い捨て労働者」と考えていたのです。

私は、損害賠償という形で会社に労災の事実を認めさせることで、他の労働者が労災認定される道をつくり、そして職場の安全衛生管理を怠った結果、より大きなコストを支払わなければならないということ、パート・アルバイトといえども労働者の権利の権利を軽んじることは許されない

と言うことを経営者に身をもって学ばせるため、断固として闘っていく決意です。ご支援をよろしく願います。

※緊急命令とは、労働委員会の命令に対し、行政訴訟を起こした使用者に、労働委員会命令の即時履行を当該裁判所が命令するものです。裁判所によって緊急命令が発せられると使用者はその効力を争うことができず、即時に命令が確定し、使用者がこれに違反して履行しなければ、10万円以下の過料(その命令が積極的な行為を命ずるものであるときはその命令の不履行の日数1日につき10万円以下の過料)となる。

安全衛生活動の意義と役割 について学習会開催

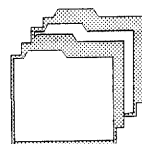
摂津市職

北 摂

2月21日、摂津市職は安全衛生活動の基本に関して安全センターを講師に学習会を開いた。学習会では、安全衛生は職場の基本的課題であり、法律その他を活用するのはもちろんのこと安全衛生委員会を軸に自主的な参加型の労働安全活動

をすすめていくことの効用について述べられた。そのためにはまず労働組合の役割がなによりも重要であることが強調された。活動の基本の一つに職場点検活動がある。そのための改善実践型の職場のチェックリストを作成して活用することが役に立

つ。やや余談だが、自治労安全衛生対策室(TEL. 03-3239-9470)では職場活動のためのハダナイハンドブックを作成して安価に配布していて参考になるので、他の職種での職場でも入手されることを進めたい。



外国人パート労働者の通災請求 手続きの能力もない派遣会社

寝屋川

コロンビア人女性のMさんは摂津市の大一工業に雇用され、寝屋川市内の太盛工業に「派遣」されて水道のフィルター製造に従事していたが8月のはじめに退勤途上に自動車との接触事故で休業を余儀なくされた。事故補償は自動車保険から支給されていたが保険会社の一方的査定による休業損害金や医療費支給を受けたあ

とまだ治療中であるにもかかわらず一方的に治療の打ち切りと示談が通告されることとなった。Mさんから相談を受けた安全センターでは、通災であることから会社、病院と連絡を取り、北大阪労基署に第3者行為加害届と通災請求をおこなった。調査を経てしかるべく労災保険給付が行われる見通しである。しか

し、「請負」といいながらも派遣先における労働保険の届けも行っておらず、もちろん通勤災害の手続きも大一工業はおこなっていなかった。いざ手続きとなっても会社には請求用紙を整える能力さえなく、しかたなく本人が労基署で作成してもらわなければならなかった。派遣元ともども相変わらずの無法ぶりで、改善のためにはやはり労働行政のきちんとした対応が必要であることが痛感された。

兵庫県労働部が申し入れに回答

兵庫

昨年11月姫路の派遣業者(株)本譲が派遣法違反で逮捕されたのをうけて、本譲で働く外国人労働者の救済を求めて兵庫県労働部に外国人の支援に関わる12団体で申し入れを行った。その後、本譲とその社長は派遣法違反で起訴され、この1月末で実質派遣業を廃業した。その間に労働部が

行った派遣先企業の実態調査もひととおり済んだ3月21日申し入れに対する回答が行われた。多文化共生センター、RINK、カトリック国際協力委員会、全港湾西成支部、安全センターから6名が参加した。

回答内容は要約すると、実態調査した派遣先は兵庫県内38社、県外約10社の約

48社で派遣されていた日系人は72名。労働部は、派遣先にたいして直接雇用するよう各管轄職業安定所を通して指導した。その結果、19名について直接雇用が実現した。それ以外の労働者は、本譲との契約が切れて転職したか帰国した。雇用保険については、500人について加入手続きがされていなかったが、さかのぼって雇用保険の確認を行い保険料を徴収した。しかし、請求は1件もなかった。ま

た、外国人の雇用と住居の問題については、今回具体的に相談がなかったが、あれば相談者の希望に答えられるよう努力するつもりである、というものであった。支援者側からの「派遣先リスト」の開示要求については、あくまで派遣先企業をおもんばかって見せられないという態度は変わらなかった。職安は事業主に指導はしても、当事者の外国人労働者にはほとんど接しておらず、それで労働者が相談してこないのもできないと言っており、そ

れにたいして、支援団体に派遣先を教えてもらえば、労働者に直接働きかけることができると主張したが、労働部は「リスト」の開示は拒否し続けた。昨年12月に支援者側から外国語のチラシなどを配布して、労働部には労働者本人にも情報を流すように要求した。それ以降は行政は派遣先企業に外国語対応できる職安や行政の相談窓口を記載したリーフレットを配っていた。こういったやりとりをしていた11月から12月にかけて、労働者自身が本譲を

見限って自主的に転職していったと思われる。

こういった事件が起こったときでさえ誰も行政に相談をしないのは、やはりふだんから外国人が求職に行っても仕事がないためである。失業保険がもらえることも知られていない。姫路職安では、4月より外国人サービスコーナーが新設される。しかし、形より中身のある行政サービスを目指し、また違法派遣労働に対してもこれを機に状況の改善に取り組むよう行政に求めた。

わかっていない府教委 大阪教組が安全衛生で学習会

大阪

大阪府教職員組合は3月7日、教職員の労働安全衛生対策について学習会を開催、センターから西野が講師として出席した。

学校という職場の現状は、労働安全衛生法に規定された安全衛生管理体制の観点から検討すると、様々な問題点が指摘される。労働者（職員）数の規模から

いうと、産業医の選任や衛生委員会の設置が必要な50人以上の学校は多いが、わずかにたりない規模がほとんどを占めるという状況にある。しかし、義務のある学校でも設置されていないケースが極めて多い。

また、子どもの健康について定めた学校保健法の規定では、学校医が職員の健

康管理も行うように定めている。このため、労働安全衛生法上の産業医についての規定で、学校医がそれを兼務する場合に、労働基準監督署には届け出が不要とされている。

産業医の未選任問題について、大阪府教育委員会は同教組に対し、学校医が「産業医的職務を担当」という対策をたてるという回答をしている。この回答は、学校医と産業医の法律上の位置づけが、十分に理解さえされていないこと

を表したものと見えよう。そもそも、教職員の健康管理を担当する部局が保健体育課であるという分掌自体がおかしいのである。

法制度上、学校医が産業医を兼ねて届け出の必要がないということは、縦割りの法律効果から見れば、教職員の健康は文部省が責任

を持ち、労働省は一步退くということになりかねず、問題が多いと言える。

学習会の内容は、現行の労働安全衛生法の規定を解説するとともに、教職員特有の労働負担についての対策強化を求めるものとなった。無形の数量化されない負担の多さが問題となる教

職員の健康確保対策としては、教職員自身による仕事のこなし方と労働負担の検討など、問題点を摘出して対策をたて、普遍化する努力が必要といえる。

安全衛生管理体制の整備はもちろんのこと、今後の同教組の取り組みが注目される。

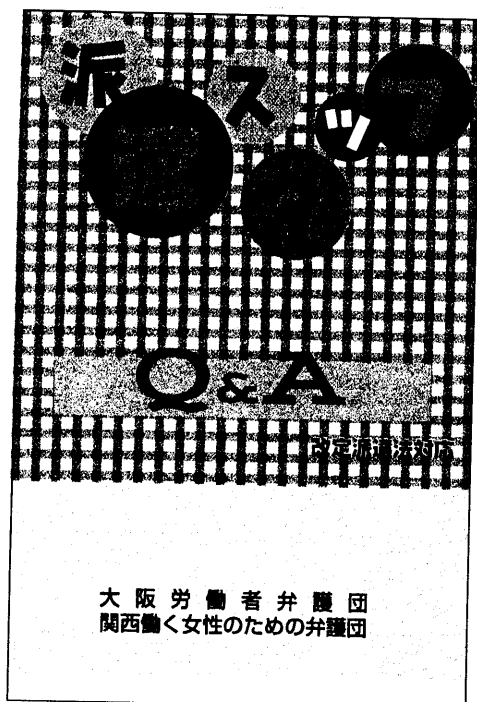
派遣スタッフQ&A 労働者弁護団などが発行

大阪労働者弁護団、派遣労働研究会、関西働く女性のための弁護団は、昨年12月から改訂された労働者派遣法に対応したパンフレットを発行した。とてもわかりやすかつ的確な内容となっており「あまり会社側にはわたってほしくない」と作成関係者も述べる出来に仕上がっている。一冊500円と求めやすいので是非ともおすすめしたい。お申し込みは、

関西働く女性のための弁護団

大阪市北区西天満3-10-3 氏家・森法律事務所気付

TEL. 06-315-8284まで



目次

派遣労働とは.....	1
有料職業紹介事業とは.....	8

Q&A

1. 事前面接と採用.....	9
2. 面接・契約.....	10
3. 仕事内容.....	12
4. 社会保険.....	13
5. 有給休暇.....	14
6. 賞金・給料.....	15
7. 残業制限.....	16
8. 契約解除・解雇.....	18
9. 労災・安全.....	20
10. 退職.....	22
11. 失業保険.....	23
12. セクシャルハラスメント.....	26

外国人労働者の違法派遣の実態

資料

派遣料金の全国平均/29
1. 労働者派遣法の見直しに向けた意見書/30
2. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(抄)/32
3. 新たに追加される適用対象業務/39
4. 派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針/44
5. 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準/47
6. 労働基準法の適用及び労働安全衛生法の適用/48

2月の新聞記事から

2/5 愛知県のトヨタ自動車堤工場で油圧バルブ修理中に油圧200kgのバルブが壊れ、作業員の羽賀隆生さんの胸を刺ピンが貫通し死亡。

2/10 在日米軍が1995年末から96年はじめにかけて沖縄の鳥島射爆場で劣化ウラン弾1520発を打ち込んでいたことを外務省が明らかにした。

2/12 出張など公金不正支出が61億円に上った福岡県は知事をはじめ特別職7名と係長以上の一般職2618名の大量処分、翌日同県教委も267名処分。青森県では700名処分。

昨年7月の日本アルミアルミ大阪工場爆発事故で府事故調査委員会は「製造する還元剤の種類を変更する際、プラウ内を十分洗浄しなかったのが原因」とする最終報告書。

豊中市から堺市北部にのびる上町断層系が従来予想から8%長い40%に達することが工業技術院の調査で判明、大阪府の被害予想上方修正も。

三井石炭鉱業は三池炭鉱の3/30閉山を通告。

2/13 労働省OB長勢甚遠衆院議員（自民党）の政治団体が労働省から事業委託されている（96年度約7000万円）日本事務処理サービスから総額170万円の政治献金を受けていたことが明らかに。

条例では情報公開条例対象外の神戸埠頭公社が90年から1年半で運輸官僚らに計25回600万円の接待をしていたことが明らかに。

2/17 阪神高速湾岸線の港大橋で補修作業中のバケット車に保冷車が追突し、作業中のとび職井上高繁さんが50m下の大阪港に転落。

2/19 佐賀県は官官接待の職名、氏名を公開するため情報公開条例改正へ。

視神経炎から視力障害3級の認定を受けた勤続30年の関西電力労働者が、解雇無効確認と未払い賃金の支払いを求めて大阪地裁に提訴。

八尾市の市道で新聞配達中の予備校生山瀬慎吾さんがトラックと正面衝突、死亡。

2/25 交通事故死したパチンコ店長にかけられていた団体生命保険金を会社が受領しながら遺族に支払わず、遺族が保険金支払いを求めた裁判で山口地裁宇部支部は保険金残額7082万円の支払いを命じる判決。

勤務時間後に開かれた勉強会と懇親

会の帰りに交通事故で死亡した夫の労働災害が認められず、遺族年金などが支給されなかった仙台市の主婦が、不支給決定の取り消しを求めた訴訟で仙台地裁石井彦寿裁判長は「会合は業務に関するもので、事故は通勤途中にあったものとみなせる」として、被告の大河原労働基準監督署長に不支給決定の取り消しを命じた。亡夫はJR東日本の白石電力区の主席助役だった1989年12月27日、勤務後に市内飲食店での駅長や助役らの勉強会と懇親会に参加、帰宅途中に自転車で転倒、頭などを強打して死亡。労基署は「通勤途中の事故とは認められず労災にはあたらない」と不支給決定。再審査請求でも棄却されていた。原告側は、勉強会は駅長などの管理職が出席した事実上の業務であり、その後の懇親会でもほとんど酒などは出ず、もっぱら業務についての話し合いが続いたことなどを挙げ、「男性は業務からの帰宅途中で事故にあったもので、労災にあたる」と主張。被告側は、勉強会は会員が自主的に開いたもので、会場が飲食店であるなど、会合の目的は忘年会だったとして、「会合へ出席したことで通勤からの帰り道とは言えなくなり、労災事故にはあたらない」としてきた。判決は「そこでの活動が人事評価につながるなど、会合は会社の業務であり、年末年始の特別警戒期間中で忘年会など開ける状況ではなかった」として、「通勤事故」という原告側の主張を認めた。

2/28 関西医大病院で腎臓移植時に死亡女性から腎臓とは直結していない大動脈と大静脈の一部を家族に無断で摘出していたことが明らかに。

東京都の5部局の官官接待の食糧費を文書の開示を求めた裁判で東京高裁は「プライバシー保護の対象外」として全面開示を認め、都は判決を受け全面開示を決定。

福岡県筑豊地区のじん肺患者、遺族561人が国と炭鉱会社大手6社を相手取って総額54億円の損害賠償を求めた筑豊じん肺訴訟で被告古河機械金属と原告の一部43名の和解が成立、一審で棄却された13名も全員対象に含め和解金は一審認容額の約2倍の2億4700万円。

環境庁は代替刀の一種「ドムカボ」を21世紀はじめから使用禁止にする方針決定。

腰痛予防に腰痛予防ベルト

楽腰帯らくようたい

男性用・女性用レギュラータイプ及び

女性用インナータイプ(リリーフ)

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果
③運動性と快適性



レギュラ	男	黒・白	サイズ	S	M	L	LL	3L	ミドリ安全(株)製 宇土博医師考案
			ウエスト	72-80センチ	80-88	88-96	96-104	104-112	
	女	黒・白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88		
インナー	女	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88		

(頒価) 5,700円(送料別) ■タイプ、色、サイズを指定してご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL. 06-943-4527 FAX. 06-943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259